南相馬市告示第２０２号

南相馬市小高区駅前等市街地活性化促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年９月３０日

南相馬市長　門馬　和夫

# 南相馬市小高区駅前等市街地活性化促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、小高区内における駅前等市街地の活性化を図るため、市があらかじめ指定する地域内にある空き店舗等を集客力向上に寄与する店舗として新たに活用する商店街の組合、個人事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成１８年南相馬市規則第３８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　空き店舗　営業目的に利用されていない店舗をいう。

(2)　空き家　居住及びその他の使用の実績がない住宅（住宅のうち、一部の部屋等を新たに店舗等として使用する場合を含む。）。

(3)　空き地　住宅を建築できる適当な面積を有し、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）土地をいう。

(4)　空き店舗等　空き店舗、空き家及び空き地をいう。

(5)　間借り営業　他人が営業する店舗の一部を借りて店舗を開業することをいう。

(6)　駅前等市街地　相馬地方都市計画用途地域（小高区）のうち、商業地域及び近隣商業地域

(7)　光熱水費　電気代、ガス代、上下水道料（水道水以外の水を使用している場合は、水質検査料及び消毒剤代、浄化槽を使用している場合は、清掃業者による汚泥の汲み取り料、保守点検料及び法定点検料を補助対象経費とみなす。）及び燃料費（車両の燃料代を除く。）をいう。

(8)　廃棄物処理費　廃棄物処理に要する経費等をいう。

(9)　人件費　従業員に対する給与及び賃金をいう。

（補助対象者及び補助対象経費等）

第３条　補助の対象となる事業主体（以下「補助対象者」という。）、補助対象経費、補助対象地域、補助率及び限度額は、別表第１に掲げるものとする。

２　補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　法律に基づく許認可等（資格を含む。）が必要な場合は、その許認可等を有し、又はその取得が確実なものであること。

(2)　空き店舗等所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にするものでないこと。

(3)　空き店舗等所有者と３親等以内の親族でないこと。
(4)　空き店舗等所有者と雇用関係にないこと。
(5)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業に該当しないものであること。
(6)　南相馬市暴力団排除条例（平成２４年南相馬市条例第２３号）第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員及び暴力団等でないこと。
(7)　公序良俗に反する営業をしないものであること。
(8)　宗教的又は政治的活動を主たる目的とするものでないこと。
(9)　同一事業でこの告示にもとづく補助金の交付を受けたものでないこと。
(10)　１年以上の賃貸借契約を締結して事業を行うものであること（間借り営業の場合は除く。）。
(11)　商工会に加入し、商工会から出店の同意を得ていること（間借り営業の場合は除く。）。
(12)　市町村税の滞納がないこと（補助対象者が商店会である場合を除く。）。
３　第１項の規定にかかわらず、同項の補助対象経費について、その補助対象者がこの告示に基づく補助金以外の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助対象経費に該当しないものとする。
４　改装費は、実際の工事費用が申請時の工事予定費用より増加した場合であっても、補助金申請額を超えて支給しない。
５　補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（補助金の交付申請）
第４条　規則第４条第１項の申請は、小高区駅前等市街地活性化促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
(1)　小高区駅前等市街地活性化促進事業収支予算書（様式第２号）
(2)　小高区駅前等市街地活性化促進事業計画書（様式第３号）
(3)　空き店舗等確認書（様式第４号）
(4)　出店同意書（様式第５号）
(5)　空き店舗等の所有者と締結した賃貸借契約書の写し
(6)　賃貸借物件の平面図及び位置図
(7)　市町村税の完納証明書又はそれに代わる書類（補助対象者が商店会である場合を除く。）
(8)　見積書の写し（改装費補助金の交付を受けようとする場合に限る。）
(9)　改装工事前の空き店舗の写真（改装費補助金の交付を受けようとする場合に限る。）
(10)　雇用証明書
(11)　３か年事業継続計画書（様式第６号）
(12)　誓約書（様式第７号）
(13)　その他市長が必要と認める書類
２　前項の小高区駅前等市街地活性化促進事業補助金交付申請書の提出は、改装費については、店舗改装に係る工事着手日の前日までに、施設利用料については、最初に施設を利用

する前日までとし、会計年度ごとに補助対象者の申請に基づき交付する。

３　賃借料については、店舗開店の日から起算して３６か月以内を補助対象期間とし、申請日以降の賃借料のみを補助対象経費とする。

（交付の条件）

第５条　規則第６条第２項の規定による交付条件は、次のとおりとする。

⑴　補助事業者は、市内に既にある店舗を移転する場合は、移転前の店舗を空き店舗としないこと。

⑵　補助事業者は、１日に２時間以上の営業を週４日以上かつ営業開始日から３年以上継続的に行うこと。

⑶　補助事業者は、営業開始日から３年間、市が指定する経営専門員の指導をおおむね６か月ごとに受けること。

⑷　補助事業者は、営業開始日から３年間、月ごとの事業収支の分かる書類をおおむね６か月ごとに市長に提出すること。

２　前項の規定にかかわらず、施設利用料の補助事業者は１日に２時間以上かつ月２日以上営業を行うこと。

（交付決定等の通知）

第６条　市長は、第４条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付するかどうかを決定し、交付すべき場合にあっては小高区駅前等市街地活性化促進事業補助金交付決定通知書（様式第８号）により、交付しない場合にあっては小高区駅前等市街地活性化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第９号）により、申請者に通知しなければならない。

（変更の承認申請）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、規則第６条第１項第１号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合には、小高区駅前等市街地活性化促進事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。ただし、別表第２に掲げる軽微な変更の場合には、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、当該申請した者に対し、小高区駅前等市街地活性化促進事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第１１号）により通知するものとする。

（工事完了期日）

第８条　補助事業者は、第６条に規定する小高区駅前等市街地活性化促進事業補助金交付決定通知書の交付の日の属する年度内に改装工事を完了しなければならない。

（実績報告）

第９条　規則第１３条第１項に規定する実績報告は、小高区駅前等市街地活性化促進事業実績報告書（様式第１２号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日（規則第６条第１項第２号の規定により、市長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日）後１５日以内に提出しなければならない。

⑴　小高区駅前等市街地活性化促進事業収支精算書（様式第１３号）

(2)　小高区駅前等市街地活性化促進事業実績書（様式第１４号）
(3)　賃借料の支払領収書の写し（賃借料補助金を受ける場合に限る。）
(4)　空き店舗等の改装工事の請求書の写し、支払領収書の写し及び完工写真（改装費補助金を受ける場合に限る。）
(5)　施設利用料の支払領収書の写し（施設利用料を受ける場合に限る。）
(6)　賃金台帳の写し及び出勤簿の写し（新たに雇用する常時雇用者数が２人以上の場合に限る。）
(7)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第１０条　規則第１４条の規定による確定通知は、小高区駅前等市街地活性化促進事業補助金確定通知書（様式第１５号）によるものとする。

（補助金の請求）

第１１条　補助金の交付決定を受けたものが補助金を請求しようとするときは、小高区駅前等市街地活性化促進事業補助金交付請求書（様式第１６号）を市長に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第１２条　補助金の交付を受けたものは、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度から５年間保存しておかなければならない。

（事業継続できなくなった場合の補助金の返還）

第１３条　補助事業者は、営業開始後３年以内に事業継続ができなくなった場合（経営者変更・事業所移転を含む。）により事業を中止し、又は廃止しようとするときは、第７条第１項に規定する変更（中止・廃止）承認申請書を提出して市長の承認を受けた後、速やかに小高区駅前等市街地活性化促進事業中止報告書（様式第１７号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は前項の報告があった場合には、小高区駅前等市街地活性化促進事業補助金返還請求書（様式第１８号）により補助金の返還を命じるものとし、返還金額については、市長が別に定めるものとする。ただし、事業継続ができない真にやむを得ない理由がある場合には、市長は返還金を免除することができる。

（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和１３年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金の交付については、第６条、第７条、第１０条、第１２条、第１３条及び第１４条の規定は、同日以後もなお効力を有する。

別表第１（第３条関係）

| 区分 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助対象地域 | 補助率 | 限度額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 賃借料補助 | 個人事業者<br>法人（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に基づく中小企業者に限る。）<br>任意商店会<br>事業協同組合<br>商工会 | 申請日の属する当該年度内に請求があり、かつ、支払った空き店舗等を店舗として活用する場合の賃借料、人件費、光熱水費、廃棄物処理費（ただし、光熱水費、廃棄物処理費については消費税及び地方消費税に相当する額を除く。） | 駅前等市街地 | ２分の１以内の額<br>ただし、新たに雇用する常時雇用者数が２人以上の場合は４分の３以内の額 | １８０万円（月額１５万円）<br>最長３年間<br>ただし、人件費は月額５万円を上限とする。 |
| 改装費補助 | 個人事業者<br>法人（中小企業基本法第２条に基づく中小企業者に限る。）<br>任意商店会<br>事業協同組合<br>商工会 | 申請日の属する当該年度内に請求があり、かつ、支払った空き店舗等を店舗として活用する場合の改装費（ただし、補助対象者自身で改装した場合又は補助申請者が代表となる団体等が改装した場合の改装費は対象外）<br>賃借店舗の内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、電気工事、冷暖房設備工事に係る費用（カウンター、照明設備、店舗看板等で建物と一体となったものの設置に要する費 | 駅前等市街地 | ２分の１以内の額 | ３００万円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 用を含む。） | | | |
| 施設利用料 | 個人事業者<br>法人（中小企業基本法第２条に基づく中小企業者に限る。）<br>任意商店会<br>事業協同組合<br>商工会 | 申請日の属する当該年度内に請求があり、かつ、支払った間借り営業する場合の施設利用料金 | 駅前等市街地 | ２分の１以内の額 | ９０万円（日額２，５００円） |

備考

１　賃借料補助における店舗併用住宅の対象経費の取扱いは、次のとおりとする。

⑴　光熱水費等で請求が住居と店舗等で一体となっている場合は補助対象経費の年間使用料金から次号に掲げる一般家庭での使用料相当額（年額）を控除した額を補助対象経費とする。なお、営業期間が１年に満たない場合は、次号に掲げる額を１２で除して当該期間の月数を乗じた金額を控除した額を補助対象経費とし、１月に満たない場合は、１月に切り上げる。

⑵　一般家庭での使用料相当額（年額）

ア　電気代　　１２４，０００円
イ　ガス代　　５７，０００円
ウ　上下水道料　６２，０００円
エ　燃料費　　１６，０００円
オ　店舗等賃借料　賃借料の２分の１

２　常時雇用者とは次の各号のいずれにも該当するものをいう。

⑴　市内に住所を有するもの
⑵　雇用期間の定めがなく、１週間の所定労働時間が３０時間以上のもの
⑶　雇用保険及び社会保険の資格を取得するもの
⑷　経営者、店長又は経営者の２親等以内の親族でないもの

別表第２（第７条関係）

| 経費の配分の軽微な変更 | 内容の軽微な変更 |
|---|---|
| 総事業費の２０％以内での額の変更 | （１）　事業の重要な部分に関するものでない変更<br>（２）　交付決定の基礎となった計画を著しく変更するものでない変更 |